

利用上の注意

1 調査の目的

我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

3 調査日

令和元年 6 月 1 日

4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する製造事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）について行いました。（平成 20 年調査以前は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施していました。）

5 本書調査結果の概要について

- (1) 本書調査結果の概要において、「平成 23 年」、「平成 24 年」、「平成 27 年」並びに「平成 28 年」の下線のある年次の数値は「経済センサス-活動調査」、その他の年次の数値は「工業統計調査」の調査結果に基づくものです。

また経済センサス-活動調査の数値は、経済産業省が工業統計調査との時系列比較を可能とするため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・従業者 4 人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計の製造業の結果とは異なっています。

- (2) 調査結果のうち、製造品出荷額等、品目別出荷額、付加価値額等の経理事項は、表示年次における 1 年間の数値です。また事業所数、産出事業所数、従業者数は、平成 28 年経済センサス-活動調査及び平成 29 年以降の年次の工業統計調査は表示年次の 6 月 1 日現在、平成 24 年経済センサス-活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、その他の年次の工業統計調査は表示年次の 12 月 31 日現在の数値です。

ただし、事業所数、従業者数を製造品出荷額等、付加価値額の経理事項と一つの図で表章するものの年次は経理事項の年次で表記しており、平成 23 年は平成 24 年 2 月 1 日現在、平成 27 年は平成 28 年 6 月 1 日現在、平成 28 年以降の年次は表章年次の翌年の 6 月 1 日現在となります。

なお、調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計に含んでいません。

- (3) 平成 28 年経済センサス-活動調査においては、事業所数、産出事業所数、従業者数、品目別出荷額^(※)は、調査対象のうち個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、これらの調査分を含まない集計結果です。

※ 個人経営調査票では、品目別出荷額は上位 3 品目のみ調査しています。

(4) 製造品出荷額等などの経理事項の集計と表章について、

ア 消費税額の取扱いは、消費税込み又は消費税抜きのどちらかを選択する方法で調査を行っており、消費税抜きによる回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

＜ガイドライン＞ http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

イ 各表及び図中、構成比等については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。

また、調査の金額項目について、調査の単位（万円）を四捨五入して表章単位（億円）としているため、調査単位の合計と表章単位の合計や前年比等が一致しないことがあります。

なお、表中の各比率は、調査の単位（万円）で計算したものを使用しています。

(5) 統計表Ⅲ「製造・賃加工品目別結果表」の産出事業所数については、2品目以上製造又は賃加工を行う事業所は、それぞれの該当品目ごとに事業所数を計上しているため、延べ数になります。

6 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、日本標準産業分類に準拠しています。

日本標準産業分類では、大分類、中分類（2桁）、小分類（3桁）、細分類（4桁）の4種類があります。

工業統計調査では、その他に各事業所で産出される製造品及び賃加工品を、日本標準産業分類番号を元にした6桁番号で品目分類しています。（統計表Ⅲ 製造・賃加工品目別結果表）

(2) 産業中分類は、次の略称を用いています。

産業中分類番号	略 称	名 称
0 9	食 料 品	食料品製造業
1 0	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
1 1	織 維	繊維工業
1 2	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業（家具を除く）
1 3	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
1 4	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
1 5	印 刷	印刷・同関連業
1 6	化 学	化学工業
1 7	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
1 8	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業
1 9	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
2 0	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
2 1	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
2 2	鉄 鋼	鉄鋼業
2 3	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
2 4	金 属 製 品	金属製品製造業
2 5	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
2 6	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
2 7	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
2 8	電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
2 9	電 気 機 械	電気機械器具製造業
3 0	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
3 1	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
3 2	そ の 他	その他の製造業

- (3) 工業統計調査の産業分類・商品分類の改定は、日本標準産業分類の改定に伴い実施されています。
＜経済産業省ホームページ＞
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-4.html#menu08>

7 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 製造品及び賃加工品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品及び賃加工品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号（産業中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号（産業中分類）を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号（産業中分類）のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（産業小分類）、さらに 4 桁番号（産業細分類）を決定し、最終的な産業格付とします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業です。

8 集計項目の名称及び用語の定義

(1) 事業所数は、令和元年 6 月 1 日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区間を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、令和元年 6 月 1 日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めません。

なお、常用労働者とは、有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられます。

(3) 現金給与総額は、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者（「正社員、正職員」及び「パート・アルバイト等」をいう）及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」並びに「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(4) 原材料使用額等は、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費並びに転売した商品の仕入額の合計をいいます。

(5) 製造品出荷額等は、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額並びにその他収入額の合計をいいます。

(6) 製造品出荷額は、製造工程からでた「くず・廃物」を含んでいます。

(7) 生産額は、次の算式により算出しています。

ア 従業者 30 人以上

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

イ 従業者 29 人以下

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額

(8) 付加価値額^(※1)は、次の算式により算出しています。

※1 従業者 30 人以上は付加価値額を、従業者 29 人以下は粗付加価値額として次の計算式により算出しています。

ア 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額^(※2)＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

イ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

※2 消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

(9) 投資総額（従業者 30 人以上）は、次の算式により算出しています。

投資総額＝有形固定資産取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）

(10) 工業統計調査結果に用いられる主な算式

ア 1 事業所当たり、従業者 1 人当たりの製造品出荷額等

（製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））÷事業所数又は従業者数

イ 常用労働者 1 人当たり現金給与総額

現金給与総額÷（常用労働者数－別経営の事業所へ出向または派遣している人）

ウ 付加価値率

・従業者 30 人以上

付加価値額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}
×100

・従業者 29 人以下

粗付加価値額÷{製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）} ×100

エ 現金給与率（従業者 30 人以上）

現金給与総額÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）}
×100

オ 原材料率（従業者 30 人以上）

原材料使用額等÷{製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）} ×100

9 記号及び注記

「－」は該当数値なし、「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表しています。

「X」は、集計対象となる事業所数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報

告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も「X」としました。

10 本書調査結果の概要において時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に注意してください。平成19年及び20年工業統計調査において、脱漏事業所の捕捉作業を行いました。

また、平成19年工業統計調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しません。

11 地域区分は、次のとおりです。（調査時点での市町村名を表示しています。）

丹後地域 …… 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域 …… 福知山市、舞鶴市、綾部市

南丹地域 …… 亀岡市、南丹市、京丹波町

京都市域 …… 京都市

山城地域

〔 乙訓地域 …… 向日市、長岡京市、大山崎町

山城中部地域 …… 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

〔 相楽地域 …… 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

12 その他

(1) 総務省・経済産業省「2019年工業統計調査」の集計結果の調査票情報を京都府が独自集計したものです。

(2) この報告書の数値は、経済産業省から公表されるものと相違することがあります。

(3) 内容についての問い合わせ先

京都府政策企画部企画統計課産業統計係

TEL (075) 414-4509、4510 (直通)